

2021年6月23日

お客さま各位

株式会社 第四北越銀行

預金規定の改定について

当行では、2021年7月1日付で下記のとおり預金規定を改定いたします。

なお、改定後の各種預金規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

- ・2021年7月1日（木）

2. 改定内容

- ・預金者の成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合における当行への届出に関する事項を追加いたします。

3. 改定対象となる預金規定

- ①インターネット支店取引規定
- ②当座勘定規定
- ③当座勘定規定（個人当座用）
- ④当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ⑤総合口座取引規定
- ⑥普通預金規定
- ⑦普通預金規定（通帳発行省略用）
- ⑧貯蓄預金40規定
- ⑨貯蓄預金10規定
- ⑩納税準備預金規定
- ⑪定期預金共通規定
- ⑫自動積立定期預金規定
- ⑬通知預金規定
- ⑭財形預金共通規定
- ⑮譲渡性預金規定
- ⑯外貨普通預金規定
- ⑰スーパー外貨定期預金規定（通帳式）
- ⑱外貨定期預金規定（証書式）

4. 各種預金規定の改定部分の新旧対比表

新（改定後）	旧（改定前）
<p>（成年後見人等の届け出）</p> <p>1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当店に届け出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p>	<p>（成年後見人等の届け出）</p> <p>1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当店に届け出てください。</p>

以上

【本件に関するお問い合わせ】 電話 025-222-4111
第四北越銀行 事務統括部／小林（紀）・青野